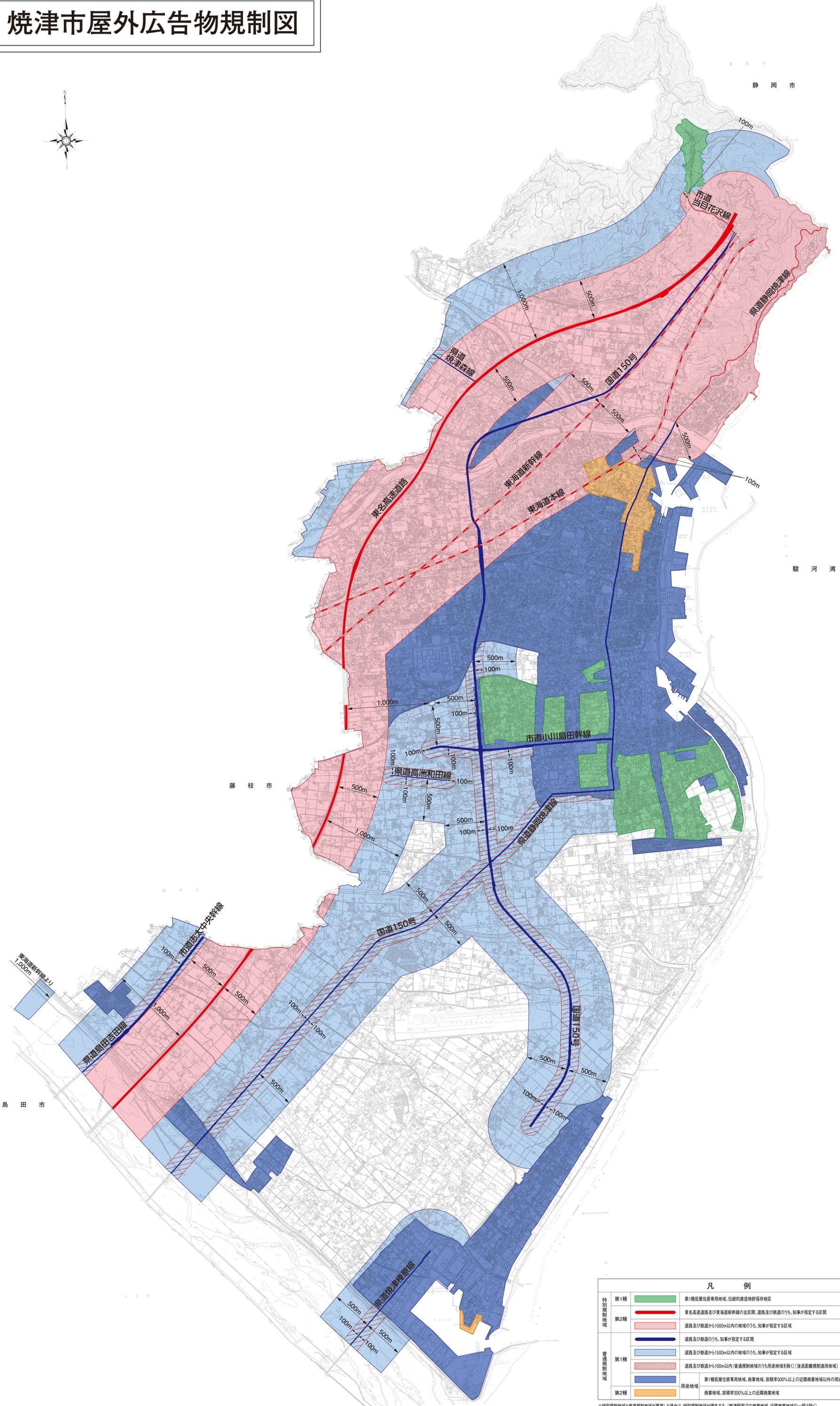


焼津市屋外広告物規制図



静岡県



凡例		
特別規制地域	第1種	第1種低層住居専用地域、伝統的建造物群保存地区
	第2種	東名高速道路及び東海道新幹線の全区間、道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間
普通規制地域	第1種	道路及び鉄道から1000m以内の地域のうち、知事が指定する区域
		道路及び鉄道のうち、知事が指定する区間
		道路及び鉄道から1500m以内の地域のうち、知事が指定する区域
		道路及び鉄道から100m以内(普通規制地域のうち用途地域を除く)(後述距離規制適用地域)
用途地域	第1種	第1種低層住居専用地域、商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域以外の用途地域
	第2種	商業地域、容積率300%以上の近隣商業地域

※特別規制地域と普通規制地域が重複した場合は、特別規制地域が優先する。(焼津駅周辺の商業地域、近隣商業地域の一部を除く)
 ※特別規制地域のうち、第1種特別規制地域と第2種特別規制地域が重複した場合は、第1種特別規制地域が優先する。
 ※普通規制地域のうち、第1種普通規制地域と第2種普通規制地域が重複した場合は、第2種普通規制地域が優先する。
 (注意)特別規制地域(第1種、第2種)及び後述距離規制適用地域では、野立の一般広告物を掲出することができません。
 また、野立で案内図版については、案内図版設置許可基準(平成25年10月1日施行)に適合するもの限り掲出が可能です。

1 : 20,000 (1km=5cm)

